

令和8年度 八戸市空き家流通促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空き家の流通促進による既存住宅ストックの活用のため、空き家の売買等に要する経費に対し、予算の範囲内で八戸市空き家流通促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 登録者

八戸市空き家バンク実施要綱(平成31年3月6日実施)第2条第3号に規定する空き家登録者(登録者が法人である場合を除く。)をいう。

(3) 八戸市空き家バンク

八戸市空き家バンク実施要綱第2条第4号に規定する制度をいう。

(4) 購入者

八戸市空き家バンク実施要綱第11条各号に規定する方法により、八戸市空き家バンクの利用を申し込んだ個人で登録者と売買契約を締結している者をいう。

(5) リフォーム・リノベーション工事

住宅としての機能を維持もしくは向上させるための修繕、模様替え、改修等の工事で、次に掲げるものをいい、市内に本店、支店等を有する法人及び個人事業主が全部又は一部を施工する工事をいう。

- ア 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
- イ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- ウ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- エ 電気、ガス等の設備工事
- オ トイレ、風呂、キッチン等の改修による給排水工事
- カ その他市長が認める工事

(6) 居住誘導区域

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域であって、八戸市立地適正化計画(令和6年改定)により定められた区域

(7) 市街化区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する区域

(8) 子育て世帯

補助金の交付を申請する日において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関を受診し、医師により妊娠の確認を受けているものに限る。)の属する世帯

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- (1) 八戸市空き家バンク登録物件に係る売買契約を締結した登録者及び購入者であること。
- (2) 八戸市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。（購入者に限っては補助対象世帯の構成員全員）
- (3) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと（購入者に限っては補助対象世帯の構成員全員）
- (4) 購入者は、第4に規定する補助対象空き家に住所を移し、補助金の交付を受けた日から起算して10年以上引き続いて居住する意思を有する者であること。

(補助対象空き家)

第4 補助金の交付の対象となる空き家は、第1に規定する補助金の対象事業を行う住宅であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 八戸市空き家バンクに登録されている物件で、売買契約が締結されている住宅
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の建築確認を受けている住宅（南郷地区に所在するものを除く。）
- (3) 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満の店舗等併用住宅を含む。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する空き家は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 配偶者又は二親等以内の親族に売却する住宅
- (2) 過去に本補助金（八戸市あんしん空き家流通促進事業補助金を含む）の交付を受けた者又は住宅
- (3) 過去に八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金を受けた又は今後受ける予定の住宅
- (4) 過去に国及び県の制度に基づくリフォーム・リノベーション工事に関する補助金の交付を受けた又は今後受ける予定の住宅
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項の特定空家等と認められた住宅

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第5 第1に規定する補助金の対象事業、対象者、対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）は、次の表のとおりとする。

なお、リフォーム・リノベーション工事以外の対象事業については補助対象者ごとに住宅1戸につき、当該種類別補助額を合算した合計額について、10万円を上限額とする。また、リフォーム・リノベーション工事との併用はできないものとする。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助額
不動産登記	登録者 購入者	空き家の売買に伴う所有権移転登記に係る費用として司法書士等に	補助対象経費に2分の1を乗じて得

		支払う費用のうち登録免許税額を控除した経費	た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。
家財整理、 搬出	登録者 購入者	空き家内にある遺品等の家財の整理及び搬出に要する費用として事業者に支払う経費。ただし、購入者にあつては、当該空き家に係る売買契約締結後、入居前に整理及び搬出する経費に限る。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。
取引仲介手数料	登録者 購入者	空き家の売買にあたり、仲介業者に支払った報酬	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。
リフォーム・ リノベーション 工事	購入者	市街化区域内の住宅の機能を維持もしくは向上させるための修繕、模様替え、改修等の工事に要する経費。ただし、当該空き家に係る売買契約締結後、入居前にリフォーム・リノベーションする工事に限る。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、市街化区域のうち居住誘導区域については1戸当たり30万円、その他の区域については1戸当たり20万円を限度とする。 また、子育て世帯に属する者である場合、当該補助額に10万円を加算した額を限度とする。

(交付の申請等)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、八戸市空き家流通促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に別表第1に定める必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 各補助対象事業の必要書類の提出期日は次の表のとおりとする。

補助対象事業	提出期日
不動産登記	売買契約締結の日から90日以内
家財整理、搬出	空き家バンク登録日から売買契約締結後90日以内
取引仲介手数料	売買契約締結の日から90日以内
リフォーム・リノベーション工事	売買契約締結の日から90日以内かつ事業実施前

3 申請の受付期間は、令和8年5月7日から令和9年1月29日までとする。ただし、リ

フォーム・リノベーション工事については令和8年12月11日までとする。

- 4 受付は、先着順とし、予算の額に達した場合は申請の受付期間終了日を待たずに打ち切ることができる。

(申請の取下げ)

第7 第6の規定による申請の取下げをするときは、八戸市空き家流通促進事業補助金申請取下届(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8 市長は第6に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは八戸市空き家流通促進事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、補助金の不交付を決定したときは八戸市空き家流通促進事業補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合でも、第11の規定による完了報告が期限までに提出されなかったときは、当該交付の決定を取り消すことができるものとする。
- 3 市長は、既に決定した交付決定額の合計に申請額を加えた額が予算の範囲を超える場合、当該申請者に対する交付決定額を予算の範囲内まで減額することができる。

(申請内容の変更)

第9 第8の規定による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに八戸市空き家流通促進事業補助金変更承認申請書(別記第5号様式)にその内容を確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、八戸市空き家流通促進事業補助金変更承認通知書(別記第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項において、補助決定者が死亡した場合は、当該補助決定者の相続人を補助決定者に読み替えるものとする。

(交付の辞退)

第10 補助決定者は、当該交付決定通知を受けた後において補助金の交付を辞退するときは、速やかに八戸市空き家流通促進事業補助金辞退届(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項において、補助決定者が死亡した場合は、当該補助決定者の相続人を補助決定者に読み替えるものとする。

(完了の報告)

第11 補助決定者は、補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、八戸市空き家流通促進事業補助金事業完了報告書(別記第8号様式)に別表第2に定める書類を添えて、令和9年2月12日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 12 市長は、第 11 の報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により事業の完了を確認した上で補助金の額を確定し、八戸市空き家流通促進事業補助金確定通知書（別記第 9 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 市長は、第 12 に規定する通知を発した日から 20 日以内に補助決定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附

この要綱は、令和 8 年 4 月 10 日から実施する。

別表第 1

交付申請に必要なとなる添付書類（第 6 関係）

○共通添付書類

- 1 市税の納付状況を公簿等により確認することに対する同意書（別記第 10 号様式）
- 2 誓約書（別記第 11 号様式）
- 3 補助対象空き家の所在地が分かる地図
- 4 建築確認済証の写し又は確認台帳記載証明書の写し（南郷地区に所在するものを除く。）
- 5 市で受理したことが分かる空き家バンク利用申込書又は当該物件について問い合わせたことが分かる電子メールの写し（購入者に限る。）
- 6 補助対象空き家に係る売買契約書の写し
- 7 事業実施に係る見積書（概算）又は明細書等の写し
- 8 通帳等（金融機関名、店名、口座番号及び名義人が記載されたもの）の写し
- 9 委任する場合は委任状
- 10 その他市長が必要と認める書類

○補助対象事業別添付書類

補助対象事業	添付書類
不動産登記	—
家財整理、搬出	○八戸市空き家バンクに登録した日から家財整理、搬出を行う前の室内写真 ○処分に係る登録者の同意が得られたことを証する書類（購入者に限る。）
取引仲介手数料	—
リフォーム・リノベーション工事	○リフォーム・リノベーション前の外観及び室内の写真 ○子育て世帯の場合（以下のいずれかの書類を提出） ・申請者世帯全員の住民票の写し（生年月日、続柄を省略しないもの）もしくは子育て世帯対象者の住民票の写し（生年月日、続柄を省略しないもの） ・母子健康手帳の写し（出産予定の子がいる場合） ・18 歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合は、パートナーシップ宣誓書の受領証の写し

別表第2

完了報告に必要な添付書類（第11関係）

○共通添付書類

- 1 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写し
- 2 1について支払ったことが確認できる領収書又は銀行振込等の写し
- 3 補助対象空き家へ転居後の住民票の写し（購入者に限る）
- 4 その他市長が必要と認める書類

○補助対象事業別添付書類

補助対象事業	添付書類
不動産登記	○登記事項証明書（当該登記後）
家財整理、搬出	○家財整理、搬出後の室内写真 （可能な限り家財整理、搬出前と同じ位置・方向で撮影のこと）
取引仲介手数料	—
リフォーム・リノベーション工事	○リフォーム・リノベーション後の外観及び室内の写真 （可能な限り家財整理、搬出前と同じ位置・方向で撮影のこと） ○工事請負契約書の写し